

健康保険法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項の規定に基づき、健康保険法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成六年厚生省告示第二百三十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第十五号の次に次の一号を加える。

十六 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）に規定する回数を超えて受けた診療であつて別に厚生労働大臣が定めるもの